

東北電力企業グループ保険ライフ

〈死亡と高度障害のリスクに備える保障〉

※【契約概要】【注意喚起情報】はP105、106に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。お申込みください。

制度の特長

保障はシンプル



組合員に万一（死亡・高度障害）のことがあった場合に保険金をお支払いします。

具体的な保障内容と月額保険料はP24

保険金受取は3パターンから選択可能

〈受取イメージ〉

●一時金で受取

●分割給付金で受取

1,000万円



月額 約8.6万円
×10年間
(年金原資1,000万円)

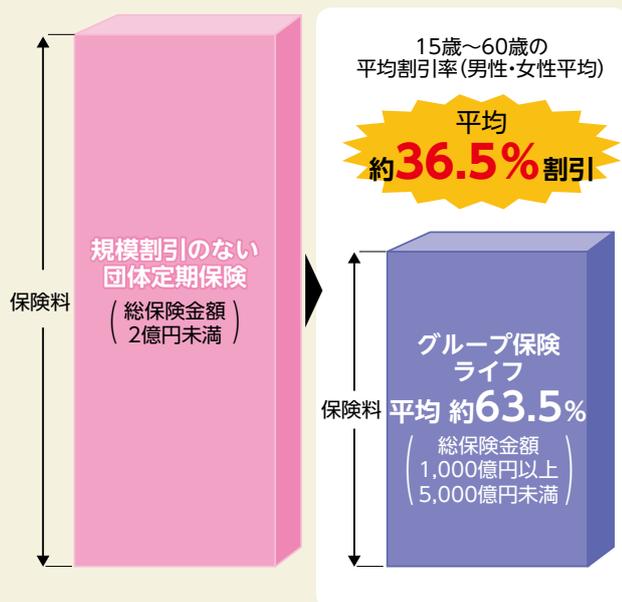
1年 - - - - - 10年

ご請求時、受取人に指定いただきます。

- ①全額一時金
- ②全額年金（分割給付金）
- ③一時金＋年金（分割給付金）

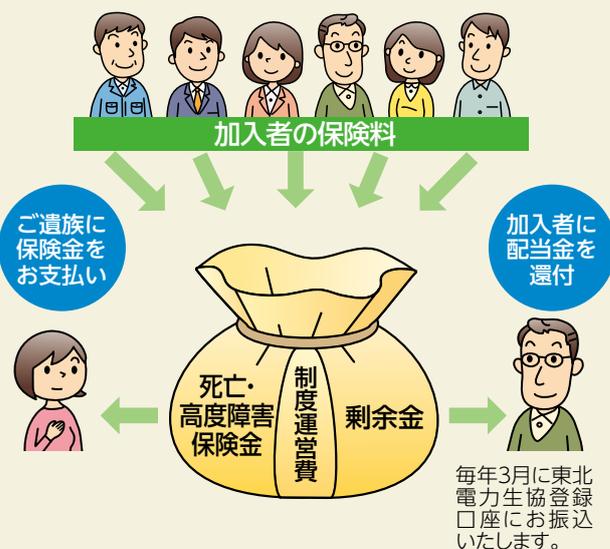
受取方法詳細はP24

団体保険ならではの スケールメリット



加入規模が大きくなるとスケールメリットが働き、保険料が割安となる仕組みです。

皆でお互いを支え合う 助け合いの制度



配当金は引受保険会社のお支払時期の前年度決算によって決定されます。

この制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みです。

ライフのおすすめポイント

ポイント 1 お財布にやさしい手頃な保険料と配当金

お手頃な保険料で大きな保障をご準備いただけます。また、前年度に剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いしますので、実質負担額は軽減されます。

ポイント 2 職場で加入できる制度だから簡単・安心

- 東北電力生協の組合員であればどなたでもご加入いただけます^(注)。
 - 申込手続きが簡単〈医師の診査が不要な告知書扱〉
 - 請求時も安心〈お問い合わせは東北電力生協またはご所属の支所・分所へ〉
- (注) 新規加入・増額にあたっては別途告知内容をご確認ください。

ポイント 3 退職後も最長80歳まで保障

長生きリスクに備え、退職後もより長く安心が続く制度です。

ポイント 4 ライフステージに合わせ毎年見直し可能

結婚や出産のタイミング、子どもの成長等に合わせて1年ごとにコースの変更ができますので、ムダが少なく安心です。組合員本人だけでなく、配偶者・子どももご加入いただけます。

インターネットサービス「みんなのMYポータル」 新規登録受付中!!

■「みんなのMYポータル」とは
スマートフォンやPC等で各種サービスがご利用いただける便利なサイトです!

ご加入者さま専用サービス

- WEB上で各種内容が確認できます
・現在のご加入内容、配当金還付額
- WEBでのお手続き(改姓、受取人変更)

その他各種サービス

- パンフレット、チラシ等の閲覧
- ライフプランシミュレーション
- 健康関連情報の提供

〈トップ画面イメージ〉



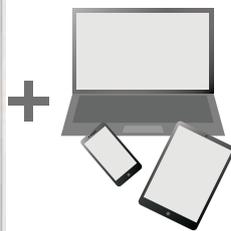
「みんなのMYポータル」のご利用には
「新規登録」が必要です

事前にご準備ください

※はがきシーラー
〈表面〉 〈裏面〉



〈スマートフォン・
タブレット or PC〉



ご登録お手続きが
お済みでない方は
この機会に
ぜひよろしくお願ひします!

※はがきシーラーは2022年1月に配付済みの加入者証の封筒に同封されています。

意向確認【ご加入前のご確認】ライフは以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向

●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。 ※入院、手術等の保障はございません。

基本

基本コース《保障内容と

●死亡・高度障害のとき

区分① 15歳～60歳

(単位：円)

申込コース(本人)	保険金額 (年金原資) [死亡・高度障害保険金額]	15～35歳 (S62.7.2～H20.7.1)		36～40歳 (S57.7.2～S62.7.1)		41～45歳 (S52.7.2～S57.7.1)		46～50歳 (S47.7.2～S52.7.1)		51～55歳 (S42.7.2～S47.7.1)		56～60歳 (S37.7.2～S42.7.1)	
		男性	女性										
1	200万円	464	434	488	470	526	492	590	538	686	594	824	652
2	300万円	696	651	732	705	789	738	885	807	1,029	891	1,236	978
3	400万円	928	868	976	940	1,052	984	1,180	1,076	1,372	1,188	1,648	1,304
4	500万円	1,160	1,085	1,220	1,175	1,315	1,230	1,475	1,345	1,715	1,485	2,060	1,630
5	700万円	1,624	1,519	1,708	1,645	1,841	1,722	2,065	1,883	2,401	2,079	2,884	2,282
6	1,000万円	2,320	2,170	2,440	2,350	2,630	2,460	2,950	2,690	3,430	2,970	4,120	3,260
7	1,500万円	3,480	3,255	3,660	3,525	3,945	3,690	4,425	4,035	5,145	4,455	6,180	4,890
8	2,000万円	4,640	4,340	4,880	4,700	5,260	4,920	5,900	5,380	6,860	5,940	8,240	6,520
9	2,500万円	5,800	5,425	6,100	5,875	6,575	6,150	7,375	6,725	8,575	7,425	10,300	8,150
10	3,000万円	6,960	6,510	7,320	7,050	7,890	7,380	8,850	8,070	10,290	8,910	12,360	9,780
11	3,500万円	8,120	7,595	8,540	8,225	9,205	8,610	10,325	9,415	12,005	10,395	14,420	11,410
12	4,000万円	9,280	8,680	9,760	9,400	10,520	9,840	11,800	10,760	13,720	11,880	16,480	13,040
13	4,500万円	10,440	9,765	10,980	10,575	11,835	11,070	13,275	12,105	15,435	13,365	18,540	14,670
14	5,000万円	11,600	10,850	12,200	11,750	13,150	12,300	14,750	13,450	17,150	14,850	20,600	16,300
15	5,500万円	12,760	11,935	13,420	12,925	14,465	13,530	16,225	14,795	18,865	16,335	22,660	17,930
16	6,000万円	13,920	13,020	14,640	14,100	15,780	14,760	17,700	16,140	20,580	17,820	24,720	19,560

●子ども(3歳～22歳)

年齢	保険金額 [死亡・高度障害保険金額]	月額保険料
3～22歳 (H12.7.2～R2.7.1)	200万円	一律140円
	300万円	一律210円
	400万円	一律280円

- ・本人は1～16コースより1つ、配偶者は200万円～1500万円より1つを選択してください。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は2023年1月1日現在の満年齢を基に1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢を言います。
(例)保険年齢40歳＝満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・記載の保険料は概算であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合には初回に遡って精算いたします。正規保険料が確定次第、東北電力生協ホームページに掲載いたしますのでご確認ください。
- ・子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員の加入が必要です。なお、保険金額は一律同額での加入となります。
- ・子どもの保険金の受取方法は一時金のみです。

受取方法について

保険金の受取は以下のパターンから選択が可能です。

- ①全額一時金
- ②全額年金(分割給付金)
- ③一時金+年金(分割給付金)

一時金 【生活復興資金】

〈例えば〉

- ・お葬式の費用
- ・ローン返済や相続税資金

などに備えていただくことができます。

分割給付金(年金形式) 【生活維持資金】

〈例えば〉

- ・家族の生活費
- ・子どもの教育資金

などに備えていただくことができます。

●加入例・受取例1

2コース(保険金額300万円)の場合

全額一時金受取

一時金
300万円

ポイント

年金原資が高額でない等の場合に全額一時金として生活復興資金に充てていただく方法です。

※記載の年金額は、試算日時点の明治安田生命の基より決定しますので、記載の額を下回る可能性も

●年金受取方法について

1. 年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2年以上30年以内で選択いただけます。定額型または2%の単利増殖型で選択できます。本冊子の表記は定額型で案内しています。
2. 配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3. 年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人に一括してお支払いいたします。

月額保険料（概算）

区分② 61歳～70歳

(単位：円)

申込コース (本人)	保険金額 (年金原資) [死亡・高度障害保険金額]	61～65歳 (\$32.7.2～\$37.7.1)		66～70歳 (\$27.7.2～\$32.7.1)			
		男性	女性	男性	女性		
本人	配偶者	1	200万円	1,060	740	1,388	866
		2	300万円	1,590	1,110	2,082	1,299
		3	400万円	2,120	1,480	2,776	1,732
		4	500万円	2,650	1,850	3,470	2,165
		5	700万円	3,710	2,590	4,858	3,031
		6	1,000万円	5,300	3,700	6,940	4,330

〈ご注意〉

年齢により保険金額に制限があります(P27参照)

- ・区分② 満60歳6ヵ月を超え、満70歳6ヵ月までの方
保険金額1,000万円が上限
- ・区分③ 満70歳6ヵ月を超え、満75歳6ヵ月までの方
保険金額500万円が上限
- ・区分④ 満75歳6ヵ月を超え、満80歳6ヵ月までの方
保険金額300万円が上限

区分③ 71歳～75歳

(単位：円)

申込コース (本人)	保険金額 (年金原資) [死亡・高度障害保険金額]	71歳 (\$26.7.2～\$27.7.1)		72歳 (\$25.7.2～\$26.7.1)		73歳 (\$24.7.2～\$25.7.1)		74歳 (\$23.7.2～\$24.7.1)		75歳 (\$22.7.2～\$23.7.1)			
		男性	女性										
本人	配偶者	1	200万円	1,700	1,026	1,840	1,100	2,002	1,186	2,192	1,282	2,414	1,384
		2	300万円	2,550	1,539	2,760	1,650	3,003	1,779	3,288	1,923	3,621	2,076
		3	400万円	3,400	2,052	3,680	2,200	4,004	2,372	4,384	2,564	4,828	2,768
		4	500万円	4,250	2,565	4,600	2,750	5,005	2,965	5,480	3,205	6,035	3,460

区分④ 76歳～80歳

(単位：円)

申込コース (本人)	保険金額 (年金原資) [死亡・高度障害保険金額]	76歳 (\$21.7.2～\$22.7.1)		77歳 (\$20.7.2～\$21.7.1)		78歳 (\$19.7.2～\$20.7.1)		79歳 (\$18.7.2～\$19.7.1)		80歳 (\$17.7.2～\$18.7.1)			
		男性	女性										
本人	配偶者	1	200万円	2,678	1,502	2,988	1,638	3,354	1,804	3,778	2,004	4,256	2,244
		2	300万円	4,017	2,253	4,482	2,457	5,031	2,706	5,667	3,006	6,384	3,366

●加入例・受取例2

10コース(保険金額3,000万円)の場合

①全額一時金受取



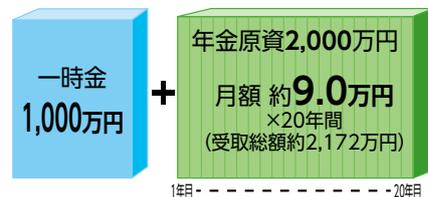
ポイント 全額一時金として生活復興資金に充てていただく方法です。万一のときの急な出費にまとまった費用をご準備できます。

②全額年金受取



ポイント 毎月数万円ずつを指定の年数(2年～30年で選択)年金形式で受取る方法です。一時金受取に比べ受取総額が多くなります。

③一時金+年金受取



ポイント 保険金の一部を一時金、残りを年金形式で受取る方法です。一時金・年金の割合や受取年数は一定の条件のもと自由に選択可能です。

礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額にあります。

- 年金のお支払い ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
- 年金払の対象となる保険金 ●団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

〈特別コースについて〉

昨年度のグループ保険・アルファの統合に伴い、病気等で告知内容に該当せず増額移行ができなかった方に選択(同額継続)いただいたコースです。

あらためて告知内容等を確認のうえ、**健康状態に問題がなく告知に該当する場合は、P24に記載の基本コースへ変更をお願いします。**告知に該当しない方のみ特別コースの同じコースで同額継続が可能です。

※なお今後も特別コースへの新規加入、コース変更はお取り扱いできません。また、加入者がゼロになったコースは順次廃止します。

●月額保険料(概算)

(単位:円)

コース名	保険金額(万円)	15~35歳 (S62.7.2~H20.7.1)		36~40歳 (S57.7.2~S62.7.1)		41~45歳 (S52.7.2~S57.7.1)		46~50歳 (S47.7.2~S52.7.1)		51~55歳 (S42.7.2~S47.7.1)		56~60歳 (S37.7.2~S42.7.1)		61~65歳 (S32.7.2~S37.7.1)	
		男性	女性												
17	355	824	770	866	834	934	873	1,047	955	1,218	1,054	1,463	1,157	1,882	1,314
18	555	1,288	1,204	1,354	1,304	1,460	1,365	1,637	1,493	1,904	1,648	2,287	1,809	2,942	2,054
19	595	1,380	1,291	1,452	1,398	1,565	1,464	1,755	1,601	2,041	1,767	2,451	1,940	3,154	2,202
20	650	1,508	1,411	1,586	1,528	1,710	1,599	1,918	1,749	2,230	1,931	2,678	2,119	3,445	2,405
21	655	1,520	1,421	1,598	1,539	1,723	1,611	1,932	1,762	2,247	1,945	2,699	2,135	3,472	2,424
23	795	1,844	1,725	1,940	1,868	2,091	1,956	2,345	2,139	2,727	2,361	3,275	2,592	4,214	2,942
24	850	1,972	1,845	2,074	1,998	2,236	2,091	2,508	2,287	2,916	2,525	3,502	2,771	4,505	3,145
25	855	1,984	1,855	2,086	2,009	2,249	2,103	2,522	2,300	2,933	2,539	3,523	2,787	4,532	3,164
26	895	2,076	1,942	2,184	2,103	2,354	2,202	2,640	2,408	3,070	2,658	3,687	2,918	4,744	3,312
27	915	2,123	1,986	2,233	2,150	2,406	2,251	2,699	2,461	3,138	2,718	3,770	2,983	4,850	3,386
28	950	2,204	2,062	2,318	2,233	2,499	2,337	2,803	2,556	3,259	2,822	3,914	3,097	5,035	3,515
31	1,095	2,540	2,376	2,672	2,573	2,880	2,694	3,230	2,946	3,756	3,252	4,511	3,570		
32	1,115	2,587	2,420	2,721	2,620	2,932	2,743	3,289	2,999	3,824	3,312	4,594	3,635		
33	1,150	2,668	2,496	2,806	2,703	3,025	2,829	3,393	3,094	3,945	3,416	4,738	3,749		
34	1,215	2,819	2,637	2,965	2,855	3,195	2,989	3,584	3,268	4,167	3,609	5,006	3,961		
37	1,355	3,144	2,940	3,306	3,184	3,564	3,333	3,997	3,645	4,648	4,024	5,583	4,417		
38	1,415	3,283	3,071	3,453	3,325	3,721	3,481	4,174	3,806	4,853	4,203	5,830	4,613		
40	1,540	3,573	3,342	3,758	3,619	4,050	3,788	4,543	4,143	5,282	4,574	6,345	5,020		
41	1,560	3,619	3,385	3,806	3,666	4,103	3,838	4,602	4,196	5,351	4,633	6,427	5,086		
42	1,580	3,666	3,429	3,855	3,713	4,155	3,887	4,661	4,250	5,419	4,693	6,510	5,151		
43	1,595	3,700	3,461	3,892	3,748	4,195	3,924	4,705	4,291	5,471	4,737	6,571	5,200		
44	1,650	3,828	3,581	4,026	3,878	4,340	4,059	4,868	4,439	5,660	4,901	6,798	5,379		
45	1,700	3,944	3,689	4,148	3,995	4,471	4,182	5,015	4,573	5,831	5,049	7,004	5,542		
46	1,740	4,037	3,776	4,246	4,089	4,576	4,280	5,133	4,681	5,968	5,168	7,169	5,672		
47	1,780	4,130	3,863	4,343	4,183	4,681	4,379	5,251	4,788	6,105	5,287	7,334	5,803		
48	1,800	4,176	3,906	4,392	4,230	4,734	4,428	5,310	4,842	6,174	5,346	7,416	5,868		
49	1,855	4,304	4,025	4,526	4,359	4,879	4,563	5,472	4,990	6,363	5,509	7,643	6,047		
50	1,900	4,408	4,123	4,636	4,465	4,997	4,674	5,605	5,111	6,517	5,643	7,828	6,194		
51	1,915	4,443	4,156	4,673	4,500	5,036	4,711	5,649	5,151	6,568	5,688	7,890	6,243		
52	1,980	4,594	4,297	4,831	4,653	5,207	4,871	5,841	5,326	6,791	5,881	8,158	6,455		
54	2,080	4,826	4,514	5,075	4,888	5,470	5,117	6,136	5,595	7,134	6,178	8,570	6,781		
55	2,095	4,860	4,546	5,112	4,923	5,510	5,154	6,180	5,636	7,186	6,222	8,631	6,830		
56	2,100	4,872	4,557	5,124	4,935	5,523	5,166	6,195	5,649	7,203	6,237	8,652	6,846		
57	2,150	4,988	4,666	5,246	5,053	5,655	5,289	6,343	5,784	7,375	6,386	8,858	7,009		
59	2,240	5,197	4,861	5,466	5,264	5,891	5,510	6,608	6,026	7,683	6,653	9,229	7,302		
60	2,280	5,290	4,948	5,563	5,358	5,996	5,609	6,726	6,133	7,820	6,772	9,394	7,433		
61	2,300	5,336	4,991	5,612	5,405	6,049	5,658	6,785	6,187	7,889	6,831	9,476	7,498		
62	2,350	5,452	5,100	5,734	5,523	6,181	5,781	6,933	6,322	8,061	6,980	9,682	7,661		
63	2,355	5,464	5,110	5,746	5,534	6,194	5,793	6,947	6,335	8,078	6,994	9,703	7,677		
64	2,400	5,568	5,208	5,856	5,640	6,312	5,904	7,080	6,456	8,232	7,128	9,888	7,824		
65	2,415	5,603	5,241	5,893	5,675	6,351	5,941	7,124	6,496	8,283	7,173	9,950	7,873		
66	2,550	5,916	5,534	6,222	5,993	6,707	6,273	7,523	6,860	8,747	7,574	10,506	8,313		
67	2,560	5,939	5,555	6,246	6,016	6,733	6,298	7,552	6,886	8,781	7,603	10,547	8,346		
68	2,580	5,986	5,599	6,295	6,063	6,785	6,347	7,611	6,940	8,849	7,663	10,630	8,411		
69	2,595	6,020	5,631	6,332	6,098	6,825	6,384	7,655	6,981	8,901	7,707	10,691	8,460		
70	2,600	6,032	5,642	6,344	6,110	6,838	6,396	7,670	6,994	8,918	7,722	10,712	8,476		
71	2,650	6,148	5,751	6,466	6,228	6,970	6,519	7,818	7,129	9,090	7,871	10,918	8,639		

(単位：円)

コース名	保険金額 (万円)	15～35歳 (S62.7.2～H20.7.1)		36～40歳 (S57.7.2～S62.7.1)		41～45歳 (S52.7.2～S57.7.1)		46～50歳 (S47.7.2～S52.7.1)		51～55歳 (S42.7.2～S47.7.1)		56～60歳 (S37.7.2～S42.7.1)	
		男性	女性										
73	2,780	6,450	6,033	6,783	6,533	7,311	6,839	8,201	7,478	9,535	8,257	11,454	9,063
74	2,850	6,612	6,185	6,954	6,698	7,496	7,011	8,408	7,667	9,776	8,465	11,742	9,291
75	2,900	6,728	6,293	7,076	6,815	7,627	7,134	8,555	7,801	9,947	8,613	11,948	9,454
76	2,915	6,763	6,326	7,113	6,850	7,666	7,171	8,599	7,841	9,998	8,658	12,010	9,503
77	3,060	7,099	6,640	7,466	7,191	8,048	7,528	9,027	8,231	10,496	9,088	12,607	9,976
78	3,080	7,146	6,684	7,515	7,238	8,100	7,577	9,086	8,285	10,564	9,148	12,690	10,041
79	3,100	7,192	6,727	7,564	7,285	8,153	7,626	9,145	8,339	10,633	9,207	12,772	10,106
80	3,240	7,517	7,031	7,906	7,614	8,521	7,970	9,558	8,716	11,113	9,623	13,349	10,562
81	3,280	7,610	7,118	8,003	7,708	8,626	8,069	9,676	8,823	11,250	9,742	13,514	10,693
82	3,350	7,772	7,270	8,174	7,873	8,811	8,241	9,883	9,012	11,491	9,950	13,802	10,921
83	3,400	7,888	7,378	8,296	7,990	8,942	8,364	10,030	9,146	11,662	10,098	14,008	11,084
86	3,600	8,352	7,812	8,784	8,460	9,468	8,856	10,620	9,684	12,348	10,692	14,832	11,736
87	3,740	8,677	8,116	9,126	8,789	9,836	9,200	11,033	10,061	12,828	11,108	15,409	12,192
88	3,780	8,770	8,203	9,223	8,883	9,941	9,299	11,151	10,168	12,965	11,227	15,574	12,323
89	3,850	8,932	8,355	9,394	9,048	10,126	9,471	11,358	10,357	13,206	11,435	15,862	12,551
90	3,900	9,048	8,463	9,516	9,165	10,257	9,594	11,505	10,491	13,377	11,583	16,068	12,714
92	4,100	9,512	8,897	10,004	9,635	10,783	10,086	12,095	11,029	14,063	12,177	16,892	13,366
93	4,350	10,092	9,440	10,614	10,223	11,441	10,701	12,833	11,702	14,921	12,920	17,922	14,181
94	4,600	10,672	9,982	11,224	10,810	12,098	11,316	13,570	12,374	15,778	13,662	18,952	14,996
95	4,850	11,252	10,525	11,834	11,398	12,756	11,931	14,308	13,047	16,636	14,405	19,982	15,811
96	4,900	11,368	10,633	11,956	11,515	12,887	12,054	14,455	13,181	16,807	14,553	20,188	15,974
97	5,100	11,832	11,067	12,444	11,985	13,413	12,546	15,045	13,719	17,493	15,147	21,012	16,626
98	5,350	12,412	11,610	13,054	12,573	14,071	13,161	15,783	14,392	18,351	15,890	22,042	17,441
99	5,850	13,572	12,695	14,274	13,748	15,386	14,391	17,258	15,737	20,066	17,375	24,102	19,071

●配偶者コース

(単位：円)

保険金額 (万円)	18～35歳 (S62.7.2～H17.1.1)		36～40歳 (S57.7.2～S62.7.1)		41～45歳 (S52.7.2～S57.7.1)		46～50歳 (S47.7.2～S52.7.1)		51～55歳 (S42.7.2～S47.7.1)		56～60歳 (S37.7.2～S42.7.1)		61～65歳 (S32.7.2～S37.7.1)	
	男性	女性												
600	1,392	1,302	1,464	1,410	1,578	1,476	1,770	1,614	2,058	1,782	2,472	1,956	3,180	2,220
800	1,856	1,736	1,952	1,880	2,104	1,968	2,360	2,152	2,744	2,376	3,296	2,608	4,240	2,960
1,300	3,016	2,821	3,172	3,055	3,419	3,198	3,835	3,497	4,459	3,861	5,356	4,238		

組合員の皆さまにご留意いただきたいこと

1. 期間途中の新規加入、中途脱退、コース変更はできません

・原則、保険期間中の脱退はできませんのでご注意ください。退職やこどもの独立の場合はご希望により保険期間中の脱退を受けます。なお、中途脱退の場合、配当金はありません。

※ただし、保険金受取人の変更は保険期間の途中でも可能です。

2. 新規加入、保険金額の増額ができるのは保険年齢60歳以下の現職組合員のみです

組合員本人（以下、本人）が、OB組合員および61歳以上の方は、ご家族の新規加入と増額もできませんので、現職の早いうちに必要保障額にご加入ください。

3. 年齢によって加入できる保険金額に制限があります

・該当する保険年齢になった際は、申込書にて上限以下に手続きをお願いします。

〈本人・配偶者共通〉

年齢	保険金額上限
満60歳6ヵ月～満70歳6ヵ月	1,000万円
満70歳6ヵ月～満75歳6ヵ月	500万円
満75歳6ヵ月～満80歳6ヵ月	300万円

4. ご家族で加入の際はご注意ください

- ・配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額以下となります。本人の保険金額を減額する場合は特にご注意ください。
- ・本人について定められた死亡保険金、高度障害保険金が支払われた場合、または本人が脱退した場合は配偶者・こどもも同時に脱退となります。
- ・配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・配偶者は「戸籍上の配偶者」であり、内縁の妻等は配偶者に含まれません。
- ・こどもを加入させるときは、加入資格のあるこども全員が同額で一律加入する必要があります。

秋の保険・共済
募集商品ライフ
東北電力企業グループ保険リリーフ
総合医療保障プラン限定告知医療保険ハート
終身医療保険ハート

がん保険

親子の
ちから

火災共済

地震保険
付き火災保険その他の
制度商品団体扱
自動車保険団体
保険ゴルフ重要
事項記入
例

27

ご加入に際して（共通事項）

●加入資格

本人……東北電力生協の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2023年1月1日現在満14歳6か月を超え、満60歳6か月まで（1962年7月2日～2008年7月1日生）の方。（継続の場合は満80歳6か月までの方。）
配偶者……組合員本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2023年1月1日現在満18歳以上、満60歳6か月まで（1962年7月2日～2005年1月1日）の方（配偶者だけの加入はできません）。（継続の場合は満80歳6か月までの方。）
子ども……本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します）で申込書記載の告知内容に該当し、2023年1月1日現在満2歳6か月を超え、満22歳6か月まで（2000年7月2日～2020年7月1日生）の方。
※東北電力生協の組合員およびその配偶者・子ども以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

●告知内容

〈本人〉

【現在の就業状態】 申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

〈配偶者・子ども〉

【現在の健康状態】 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

〈本人・配偶者・子ども共通〉

【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
----	---

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

●制度の取扱いについて

〈受取人について〉

死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者（本人）です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

〈保険金のお支払い〉

死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（※）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。

◎高度障害状態とは身体障害の程度が加入日（※）以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

（※）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

状態と障害	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの	5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
	4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

〈お支払いできない場合について（解除・免責等）〉

◎次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき

●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき

●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。）

●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき

●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合

1 死亡保険金について

①被保険者が加入日（※）から1年以内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。）

②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき

③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

（※）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

2 高度障害保険金について

①被保険者の故意によるとき

②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき

③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性ががあります。

●保険期間

1年間(2023年1月1日～12月31日)で以後毎年更新いたします。

※保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。但し、保険料の払込が条件となりますので、保険料払込最終月の月末までの保障となります。

●保険料

- 東北電力従業員の方…毎月の給与から控除します。(月払い・初回は2023年1月)
- 東北電力従業員以外の方…毎月東北電力生協登録口座から振替いたします。(月払い・初回は2023年1月)

●配当金

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金としてお返しする仕組みになっています。

●申込方法

所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。申込書の提出がない場合自動継続となります。

※但し、保険料は毎年の更新の都度算出されますので変更される場合があります。

●継続加入の取扱い

- 一旦健康時に加入すれば以後の更新時に健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以内で継続できます。更新の際に、申込書の提出がない場合、脱退のお申し出がない場合は自動継続となります。なお、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
- 2023年1月1日時点で満60歳6ヵ月を超え、満70歳6ヵ月までの方は保険金額1,000万円が上限となります。
- 2023年1月1日時点で満70歳6ヵ月を超え、満75歳6ヵ月までの方は保険金額500万円が上限となります。
- 2023年1月1日時点で満75歳6ヵ月を超え、満80歳6ヵ月までの方は保険金額300万円が上限となります。

●保険会社からのお願い・ご注意

〈保険金のご請求について〉

- 保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の労働組合および東北電力生協(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間で請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

〈改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について〉

- ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

個人情報に関する取扱いについて〈契約者と生命保険会社からのお知らせ〉

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)をご参照ください。

—死亡保険金受取人の指定に際しご留意ください—

指定された死亡保険金受取人の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

「生命保険契約者保護機構」について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

〈ライフ〉この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付子ども特約付団体定期保険に基づき運営します。

引受会社 明治安田生命保険相互会社(事務幹事)・日本生命保険相互会社・第一生命保険株式会社・住友生命保険相互会社

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。